

[財地・財公・財営・財準]扱い

3財資第71号  
令和4年2月15日

総務大臣 様

名古屋市代表者  
名古屋市長 河村 たかし

令和3年度観光その他事業債の起債に係る届出について(届出)

標記について、地方財政法(昭和23年法第109号)第5条の3第6項の規定により届け出ます。

令和 3 年度 観光その他 事業起債計画書

共通2

(単位:千円)

団体(組合)名	名古屋市		組合構成団体名			人口	2,325 千人		新設	
事業名	名古屋城天守閣の整備			施工場所(所在地)	愛知県名古屋市中区本丸1-1					
施行事項	全体計画	起工完成	平成28年度 令和13年度	前年度以前施行分		本年度計画			翌年度	
	事業内容	補助分 金額	単独分 金額	補助分 金額	単独分 金額	事業内容	補助分 金額	単独分 金額	以降	
									補助分 金額	単独分 金額
	対象内	○基本・実施設計 ○現天守解体工事 ○天守閣木造工事 ○石垣工事 等			50,500,000	6,252,293	○実施設計 ○木材の製材 ○石垣調査等		121,000 124,000 81,074	43,921,633
	小計		50,500,000		6,252,293			326,074	43,921,633	
対象外										
小計										
合計		50,500,000		6,252,293			326,074		43,921,633	
対象内の財源内訳	国庫支出金									
	起債	観光その他事業債	49,555,000	5,508,000	観光その他事業債		326,000	43,721,000		
	一般財源	一般会計借入金	339,756	339,123	一般会計借入金		0	633		
	その他	県支出金								
		分担金・負担金								
他会計繰入金	基金会計繰入金	605,244	405,170	基金会計繰入金		74	200,000			
合計		50,500,000		6,252,293			326,074	43,921,633		
事業概要	再建から半世紀以上が経過し、コンクリートの劣化や耐震性の確保など様々な課題が顕著化している名古屋城天守閣について、建替整備を行うもの。			事業施行に必要な各種手続の状況	・文化庁文化審議会	国庫補助負担金の内容	国の予算上の科目(項・目・目細)			
	1 事業名:名古屋城天守閣の整備 2 事業位置:中区本丸1番1号 3 総事業費:505億円 ・基本設計、実施設計 ・仮設工事、解体工事、本体工事、石垣工事 等 4 事業期間:平成28年度~令和13年度			その他の参考事項	・公営企業形態で行う必要性:名古屋城天守閣は特別史跡内にあり、その文化的価値を鑑み自治体による整備を行うが、有料公園として入場料を徴収しており、料金収入による収支を前提としているため。 ・民間との競合状況:別紙参照 ・特別会計の設置年月日:平成29年3月27日		所管省庁(部局課名)			
								補助負担率		

起債 届出書 変更届出

通常収支分

地方公共団体名 名古屋市

(単位:百万円)

地方債計画 事業区分	起債の目的 (事業名)	起債対象 事業費	左の財源内訳				充当率 (%)	起債額	起債方法	借入条件				資金区分			同意等基準 との関係	備考	
			国 支 出	庫 金	その他 特定財源	地方債				一般財源	借入先	年 利 率 (%)	償還年限	左のうち 据置期間	市場公募	銀行 等受			
観光その他事業	観光その他事業 (建設改良/観光施設(その他施設))	326.1			0.1	326.0	0.0	100.0	326.0	証券発行	市場公募	5.0%以内	40年 (満期一括償還)			326.0		同意相当	名古屋城天守閣の整備
							0.0	#DIV/0!											○予算議決日 令和3年3月19日
							0.0	#DIV/0!											○借換予定⑥ その他(別紙 のとおり)借換 時において満 期一括方式又 は定時償還方 式を選択する
							0.0	#DIV/0!											○「証券発行 の場合におい て、発行価格 が額面金額を 下回るときは、 その発行価格 差減額を埋め るために必要 な金額を起債 届出額に加え た金額に至る まで発行でき るものとする」
							0.0	#DIV/0!											
							0.0	#DIV/0!											
							0.0	#DIV/0!											
							0.0	#DIV/0!											
合 計		326.1	0.0	0.1	326.0	0.0		326.0							326.0	0.0			

備考 1 申請の内容及び、標題の「届出」又は「変更届出」のいずれかに○を付けること。また、届出と変更届出を同時に行おうとする場合は、起債届出書と起債変更届出書を別棟とすること。

2 起債の目的(事業名)の欄については、同意等基準(法第5条の3第10項に規定する基準をいう。)で定める協議の単位ごとに記載すること。

3 起債の方法の欄には、証券借入及び証券発行(募集、売出、交付)の別を記載すること。

4 証券発行の場合においては、「証券発行の場合において、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債届出額に加えた金額に至るまで発行できるものとする」旨を備考の欄に記載すること。

5 償還年限の欄について、満期一括償還方式をとるものについては、年限の下に( )書で「満期一括償還」と記入すること。この場合、左のうち据置期間の欄は空欄とすること。

6 年利利率の欄には、地方債を起し、又は起こそうと、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする際に定める利率について、上限利率を記載すること。

7 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、利率見直し方式や変動金利方式など利率が変動し得る契約を予定している場合には、備考の欄に利率に係る契約の予定内容を記載すること。

8 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、あらかじめ借換えを予定している場合には、備考の欄に借換え予定を記載すること。

9 令第18条の2で定める公的資金において、利率見直し方式を選択している場合の年利利率の欄については、利率の下に( )書で「利率見直し」と記載すること。

10 同意等基準との関係の欄には、協議をしたならば同意等基準に照らして同意されることとなることと認められるかどうかについての意見を記載すること。また、同意されることと認められないとの意見の場合には、その理由も記載すること。

11 当該届出に係る地方債の予算議決日等その他参考になる事項を備考の欄に記載すること。なお、書き切れない場合には、別棟として添付すること。

12 借換えを目的とする場合は、起債の目的(事業名)の欄については、「借換え」と記載するとともに、借換えに係る既同意債の同意書及び起債協議書の写し、既届出債の起債届出書の写し又は既許可債の許可書及び起債許可申請書の写しを添付すること。

13 起債の変更届出を行う場合は、当初の協議、届出又は許可申請に係る数値等を今回の変更後の数値の上欄に( )書で記載することとし、変更届出を行う理由を備考の欄に簡潔に記載すること。

## 減債基金積立の方法

種類		積立方法	借換時償還割合		
			1回目	2回目	3回目
⑥	その他 3%償還 (通算40年の場合)	当初借入額に対し年3%ずつ積立 1回目:4年据置、 $3\% \times (20\text{年}-4\text{年(据置)})$ 借換時に当初借入額の2%を上乗せして償還 2回目:4年据置、借換額(当初発行額の50%)の $6\% \times (20\text{年}-4\text{年(据置)})$ 最終償還時に残額を上乗せして償還	50%	50%	



# 届出団体調査表

共通3

都道府県名	名古屋市
担当課名	財政局財政部資金課
担当者名	石井
電話番号	052-972-2309
事業名	観光その他事業

団体名 (組合)名	会計名	運用要綱第一の一の4の区分				(オ) 資金不足比率 (%)		(カ) 実質公債費比率 (%)	
		(ア) 赤字事業	(イ) 新規事業	(ウ) 準建設改良費	(エ) 建設改良費等以外	令和元年度決算	令和2年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算
名古屋市	名古屋城天守閣特別会計					—	—	8.2	7.9

(注)この調査表は、届出による起債予定がある全ての団体において提出すること。

1. 事業名については、地方債計画上の事業区分を記入すること。
2. 団体(組合)名等を記入し、(ア)から(エ)の項目に該当する場合は、該当箇所に○印を記入すること。
3. (オ)地方財政上の資金不足比率、(カ)実質公債費比率については、以下の数値を記入すること。  
 決算未提出期間……令和元年度決算に基づく数値のみ記入(令和2年度決算の欄には「未提出」と記入)  
 決算提出後……令和元年度決算及び令和2年度決算に基づく数値を記入  
 資金不足比率について、資金不足額が発生していない場合は「—」を記入すること。  
 なお、法適用企業については、地方公共団体の長への決算提出期限が一般会計等と異なることから、資金不足比率は前年度決算、実質公債費比率は前々年度決算に基づく数値により許可の要否等を判断する場合もあるため留意すること。
4. (ア)から(エ)に該当する場合、各事業により提出書類が異なるため留意すること。
5. 一部事務組合等については、全ての構成団体の(カ)実質公債費比率を別紙(様式自由)に記入し提出すること。
6. 届出による起債予定が無い場合は、作成の必要はありません。

(観光様式)

## 民間との競合状況調

団体名: 名古屋市

1. 事業概要	2. 周辺の民間施設の状況	3. 民間事業者との協議状況
<p>再建から半世紀以上が経過し、コンクリートの劣化や耐震性の確保など様々な課題が顕著化している名古屋城天守閣について、建替整備を行うもの。</p> <p>1 事業名: 名古屋城天守閣の整備 2 事業位置: 中区本丸1番1号 3 総事業費: 505億円 ・基本設計、実施設計 ・仮設工事、解体工事、本体工事、石垣工事等 4 事業期間: 平成28年度～令和13年度</p> <p>なお、当該事業については、仕様の前提となる条件の確定が困難な工事であることなどから、民間ノウハウを活用し工期・工程・概算事業費を明らかにするために「技術提案・交渉方式」を採用した。</p>	<p>県内において、歴史的、文化的意味の高い民営の城郭施設はない。 また、名古屋城天守閣は国の特別史跡内にあり、その文化的価値を鑑み自治体による整備を行うものである。</p>	<p>特に協議は行っていない。</p>

(注) 1. 観光施設事業及びその他事業により整備する施設が、民間と競合し又は競合しうる場合について記入すること。(「民間と競合する公的施設の改革について」(平成12年5月26日閣議決定)参照)  
2. 民間施設と競合しないことを証する書面等がある場合は、当該書面等を添付すること。

「令和3年度地方債同意等基準運用要綱」  
別紙1の1(2)に定める算式により算定した値

1. 団体名及び会計名（第三セクター等名）

名古屋市名古屋城天守閣特別会計

2. 事業区分

観光施設事業

←ドロップダウンリストから選択して下さい。

3. 新規事業等の実施状況

①事業開始年度

令和 28 年度

②起債開始年度

令和 28 年度

③事業実施形態

公営企業

←ドロップダウンリストから選択して下さい。

④当該事業に係る起債予定額の総額

49,555,000 千円

⑤標準財政規模

654,510,356 千円

⑥算入公債費等

69,916,764 千円

⑦実質公債費比率

7.92 %

⑧「令和3年度地方債同意等基準運用要綱」別紙1の1(2)に定める算式により  
算定した値 (④ / (⑤ - ⑥) + ⑦)

16.40 % < 25 %

↑ ④～⑦に数字を入れると、自動入力されます。

【留意事項】

●色塗りセルに、必要事項を入力して下さい。

●「新規事業」には、以下のような場合を含みます。

・新たに企業会計を設置し事業を開始する場合

・既存の企業会計において、大規模改築を行う場合等経営実態が大きく異なることとなる場合

【具体例】

新規に事業を施工する地区が生じる場合（内陸・住宅）

新規に収益が発生する施設を建設する場合（観光施設）

既存施設の規模の概ね150%を超える増改築を行う場合（観光施設）

●3④「当該事業に係る起債予定額の総額」については、単年度の起債予定額ではなく、事業計画全体における総起債額（償還時の特定財源を除く。）を用いて下さい。

●公営企業ではなく、法人格を別にして新規事業等を実施する場合、3③の「事業実施形態」欄で「別法人（第三セクター等）」を選択するとともに、3④の「当該事業に係る起債予定額の総額」欄には当該事業に対する出資金債・貸付金債・補助金債に係る起債予定額の総額（償還時の特定財源を除く。）及び損失補償契約に係る債務の合算額を用いて下さい。

●3⑤「標準財政規模」は前年度の値を用いて下さい。

●3⑥の「算入公債費等」欄には、実質公債費比率の算定の際に算出することとなる、地方財政法第5条の3第4項第1号の「算入公債費等の額」を記入して下さい。

●原則として、新規事業については、当該算定値が25%未満の規模の事業に限り、同意又は許可を行うこととしているので、ご留意下さい。